

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 春日部市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	3	アクリル酸エチル	1	11	51,000	15	51,000	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	11	150,000	8	150,000	0	0
1	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	1	11	590	38	590	0	0
1	7	アクリル酸ノルマルブチル	1	11	140,000	9	140,000	0	0
1	8	アクリル酸メチル	1	11	2,800	29	2,800	0	0
1	13	アセトニトリル	2	10	2,680	31	2,680	0	0
1	16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	1	11	9,900	18	9,900	0	0
1	53	エチルベンゼン	17	3	245,300	7	71,400	0	173,900
1	56	エチレンオキシド	1	11	2,300	32	2,300	0	0
1	58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1	11	520	40	520	0	0
1	71	塩化第二鉄	1	11	5,100	23	5,100	0	0
1	80	キシレン	18	1	2,104,400	2	255,400	0	1,849,000
1	134	酢酸ビニル	1	11	120,000	10	120,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	11	3,300	27	3,300	0	0
1	240	スチレン	1	11	120,000	10	120,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	15	5	1,315,000	4	0	0	1,315,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	15	5	75,900	13	0	0	75,900
1	300	トルエン	18	1	5,010,800	1	320,800	0	4,690,000
1	305	鉛化合物	1	11	2,700	30	2,700	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	1,700	35	1,700	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	11	3,500	26	3,500	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	16	4	1,506,300	3	1,300	0	1,505,000
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	11	3,900	24	3,900	0	0
1	400	ベンゼン	15	5	279,400	6	0	0	279,400
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	11	640	37	640	0	0
1	415	メタクリル酸	1	11	3,700	25	3,700	0	0
1	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	1	11	1,900	34	1,900	0	0
1	417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	1	11	2,000	33	2,000	0	0
1	418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	1	11	540	39	540	0	0
1	419	メタクリル酸ノルマルブチル	1	11	42,000	16	42,000	0	0
1	420	メタクリル酸メチル	1	11	310,000	5	310,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	11	7,100	20	7,100	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	11	3,300	27	3,300	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	11	7,000	21	7,000	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
3	6	塩素	1	11	110,000	12	110,000	0	0
3	21	硝酸	1	11	68,000	14	68,000	0	0
3	35	メタノール	5	8	6,800	22	6,800	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	11	680	36	680	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	11	8,800	19	8,800	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	9	41,800	17	41,800	0	0
		合計	—	—	11,771,350	—	1,883,150	0	9,888,200

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。